

社会福祉法人高知県社会福祉協議会会員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款第34条第3項の規定により会員について定めるものとする。

(会員及び賛助会員)

第2条 本会の会員は、次の各号に該当し、会費を納めたものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
 - (2) 社会福祉事業、更生保護事業及び介護保険事業を経営する施設又は事業所
 - (3) 社会福祉を目的とする事業を経営する施設又は団体
 - (4) 社会福祉に関する活動を行う個人又は団体
 - (5) 医療及び保健に関する活動を行う個人又は団体
- 2 前項第2号に定める会員の単位は、別表のとおりとする。
- 3 会員が法人又はこれに準ずるものであるときは、代表者を会長に届け出なければならない。
- 4 本会の賛助会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体で、賛助金を納めたものとする。

(退会)

第3条 会員は、下記の場合には退会したものとする。

- (1) 本人又は会員法人・団体から申し出があったとき
 - (2) 死亡又は解散したとき
- 2 会員で本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て退会させることができる。

(年会費)

第4条 会員の年会費は、1会員8,000円とする。ただし、次の各号の会員の年会費は当該各号に定めるものによる。

- (1) 市町村社会福祉協議会

次表のとおりとする。

対象世帯数 (全世帯数から被保護世帯数を 減じた世帯数)	会費年額
1,000未満	5,000円
1,000以上 2,000未満	15,000円
2,000以上 4,000未満	30,000円
4,000以上 8,000未満	50,000円
8,000以上16,000未満	100,000円
16,000以上32,000未満	170,000円
32,000以上	300,000円

- (2) 保育所及び認定こども園

次表のとおりとする。

定員	会費年額
30名以下	1,100円
31名以上60名以下	1,400円
61名以上90名以下	1,700円
91名以上120名以下	2,000円
121名以上150名以下	2,300円
151名以上180名以下	2,600円
181名以上	2,900円

(3) 別表の2のうち、前号を除く施設又は事業所

4,000円

(4) 社会福祉、医療及び保健に関する活動を行う個人又は団体のうち

ア 個人 2,000円

イ 市町村民生委員児童委員協議会

所属する民生委員児童委員数に350円を乗じた額

2 賛助会員の年会費は、個人会員は1口1,000円、団体会員は1口5,000円とする。

附 則（平成11年3月24日）

1 この規則は、平成11年4月1日より適用する。

2 昭和29年4月1日制定の「高知県社会福祉協議会会員規程」は廃止する。

附 則（平成13年3月22日）

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則（平成14年3月22日）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月4日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉事業、更生保護事業及び介護保険事業を経営する施設又は事業所の会員単位

1 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム
障害者支援施設
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、
情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
救護施設

2 前記1以外の施設又は事業所